

### 中部運輸局自動車交通部

令和7年12月17日 14時00分発表

#### 〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

田中、中野 TEL 052-952-8038

中部運輸局 岐阜運輸支局 輸送・監査担当

大石、吉岡 TEL 058-279-3714

## トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

#### 記

#### 1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所

事業者名：井川建材 株式会社（代表者：井川 和実）

住 所：岐阜県岐阜市上尻毛日吉1-1

営 業 所：本社営業所（岐阜県岐阜市上尻毛日吉1-1）

#### 2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和7年12月17日

処分内容：①事業停止30日間

②車両使用停止処分160日車

（2両を53日間及び1両を54日間の使用停止）

③文書警告

#### 3. 監査端緒

都道府県公安委員会からの通知により情報提供がなされたことから監査を実施。

#### 4. 違反内容及び違反条項

（1）認可を受けないで、自動車車庫を設置していた。

（貨物自動車運送事業法第9条第1項）

(2) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

(3) 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務をさせていた。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)

(4) 整備管理者の変更の届出をしていなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)

(5) 自動車検査証記載の最大積載量を超えた積載運行を行っていた。

(貨物自動車運送事業法第15条第3項)

(6) 過積載の防止について、指導及び監督が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第4条)

(7) 点呼を実施していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)

(8) 点呼の記録の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

(9) 運行記録計による記録をしていなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)

(10) 運転者等台帳の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)

(11) 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

(12) 運転者に対する指導監督の記録の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

(13) 国土交通省告示で定める特定の運転者（高齢運転者）に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）

(14) 特定の運転者（高齢運転者）に対する運転適性診断（適齢診断）を実施していなかった。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）

(15) 業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導及び監督が不適切であった。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条）

(16) 社会保険等に加入義務のある者が未加入であった。

（貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号）

(17) 一般貨物自動車運送事業の名義を他人に一般貨物自動車運送事業のために利用させていた。

（貨物自動車運送事業法第28条第1項）

## 5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 46点
- ・当該事業者に付された累積違反点数 46点